

情報公開文書

適応外使用する医薬品等の名称	薬剤名：KCL 注 20mEq シリンジ（キット） 一般名：塩化カリウム注射液キット
本医療の対象となる方	当院で治療を受ける方で低カリウム血症を呈した患者
承認日	2024 年 10 月 25 日
実施期間	承認後から永続的に使用
目的・概要	【添付文書に記載された使用方法】 ①カリウムイオン濃度として 40mEq/L 以下 ②投与速度はカリウムイオンとして 20mEq/hr を超えない ③カリウムイオンとしての投与量は 1 日 100mEq を超えない 【適応外となる使用方法】 重度の低カリウム血症や内服困難な場合には、注射用カリウム製剤を使用します。注射用カリウム製剤は、上記のような使用方法とすることが定められています。しかし、臨床現場においては輸液量を制限する必要がある場合や、急な補正が必要な場合に高濃度で使用する場合があります。当院では、主に手術室や ICU、血液浄化センターにおいて、あるいは不使用により致死的な不利益が切迫している状況でのみ、上記添付文書記載を超えた用法外での使用を認めています。
予想される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがありますが、異常が確認された場合は、速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症が改善され次第、添付文書で定められた使用法へ移行します。なお、高濃度で使用する場合は、以下の事項を遵守すると定めています。 ・点滴静注用カリウム液のカリウムイオン濃度は 200mEq/L 以下とする ・高濃度のカリウム液を点滴注射する場合は、必ず太い血管（中心静脈・内シャント血管）から投与する ・輸液ポンプを使用して投与する ・心電図モニターを装着し観察を行う ・頻回に血清カリウム値を確認する また、1 時間あたり 20mEq を超えての速度での投与は禁止とします。（ただし、手術時・緊急時を除く。）
治療費について	この治療にかかる費用は通常の保険診療と同じです。この治療による副作用が生じた場合も保険診療になります。国の副作用被害救済制度の対象にはならない場合がありますのでご了承ください。
問い合わせ先	山梨県立中央病院 各診療科（詳しくは主治医にご相談ください） 電話 055-253-7111（代表）